

事業者 殿

(一社) 山口県労働基準協会宇部支部

「製造業における職長等再教育」開催のご案内

職長は現場の安全衛生の「要の役」であり、就任時の教育とともに、その後においても定期的に能力向上のための教育をすることが求められているところです。

製造業における職長等に対する能力向上のための教育「製造業における職長等再教育」については、令和 2 年 3 月 3 1 日付け基発0331第 7 号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」によりそのカリキュラムが示され、定期的（概ね 5 年以内ごと）又は事業場において機械設備等に大幅な変更があった時に実施することとされています。

つきましては、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 開催日時 令和 5 年 2 月 2 1 日 (火)
- 開催場所 パルセンター宇部（研修室） 宇部市西平原 4 丁目 9 - 1 TEL (0836) 31-2212
- 受講料及びテキスト代

受 講 区 分		受 講 料	テキスト代
A	全科目受講（安全衛生責任者教育科目含む） 6.5 時間	会 員 (7,700 円) 非会員 (8,800 円)	990 円 (職長の能力向上テキスト)

※表示金額はすべて消費税込みの価格となっております。

- 対 象 者 職長等の職務に就任して概ね 5 年程度経過された方
 なお、初めて職長に関する教育を受けられる方は、本教育ではなく
 「職長等教育（2 日間コース）」を受講されますようお願いいたします。
- 受講定員 30 名 （定員になり次第締め切りますので、お申込前に空き状況を確認して下さい。）
- 受付期間 令和 5 年 1 月 12 日 (木) から **（受付時間 8:30~12:00. 13:00~15:00）** 土日祝は除く
 ※受付開始初日のみ、8:30~9:30 の間は電話での申込予約（受付）のみとなります。
- 申込方法 申込書・受講票に所要事項を明確に記入し、下記申込先へお申し込み下さい。

※申込書については窓口、郵送以外に、下記の FAX、メール宛先への送付でも可能です。
その場合、案内書、お願いとお知らせ等はホームページよりダウンロード、印刷願います。

**注
意**

※但し、受講生が 10 人未満の場合、講習の開催を中止する場合がありますので、受講料については開催決定の連絡（開催の有無は 2 月 10 日までに連絡）を受けた後に支払いをお願いします。

（郵送及び銀行振込の場合は下記申込先住所及び振込先へ）

※郵送の場合切手を貼った返信用封筒（宛先も明記）を同封して下さい。
（同時に 2 名以上の申込の場合、返信用封筒に貼る切手は 94 円切手）

8. 申込先 〒755-0027 宇部市港町1丁目4-1 (一社)山口県労働基準協会宇部支部
TEL:0836-33-8495 FAX:0836-33-8515 E-mail:info@ube-rouki.or.jp

9. 振込先 山口銀行宇部支店 普通預金 0623587 (一社)山口県労働基準協会宇部支部
※振込手数料は申込者負担をお願いします。

※銀行振込の場合、別途領収書や請求書の発行が必要な場合は、必要なものを明記し、切手を貼った返信用封筒(宛先も明記)を下記申込先に送って下さい。

10. その他注意事項等

- 1) 全科目の所定時間を全て受講した受講者には、修了証を交付いたします。
- 2) 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は原則として返金できません。
- 3) 開講前に諸々の説明がありますので、受講票受付時間内に受付を済ませて下さい。
- 4) 8時30分から受付を始めますので、それまでは自車内、もしくはロビーにて待機して下さい
- 5) **駐車場はパルセンター内の駐車場(54台駐車可、できる限り奥側より)を利用して下さい。**
- 6) **申込者が10人未満の場合開催を中止する場合があります。**

11. 教育日程・時間割表

受講区分	時間	教科科目	研修内容	時間
A	8:30～ 8:45	受講票受付		
	8:50～ 9:00	オリエンテーション		
	9:00～10:00 10:10～11:10 11:20～12:20 12:20～13:00 (昼休憩40分) 13:00～14:00	職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関する知識	・ 職長の役割と職務 ・ 製造業における労働災害の動向 ・ 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・ 異常時等における措置 ・ 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど） ・ 関係法令に係る改正の動向	4.0時間
	14:10～15:10 15:20～16:20	グループ演習	・ 事業場における安全衛生活動（危険予知訓練など） ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	2.0時間
	16:30～17:00	安全衛生責任者再教育		0.5時間

製造業における職長等再教育受講申込書

※テキストは当日渡し

ふりがな		受講区分		受講番号	
氏名		A		※	
正確な氏名をかい書で記入してください。				入会支部に○を付けてください。	
生年月日		昭和 平成		岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩	
住所		(〒 -) 携帯電話※お持ちでない方は自宅電話番号 (- -)			
勤務先	事業場名				
	事業場所在地		(〒 -)		
連絡者	氏名		部署課		
	TEL		FAX		
参考	職長等教育受講の時期 受講年 年頃受講 (例) 2010年頃受講)				
上記のとおり受講料(会員:7,700円 非会員:8,800円)及びテキスト代(990円) 合計 (円) を添えて申し込みます。(※振込の場合は振込予定日を記入願います。(振込予定日:令和 年 月 日) 令和 年 月 日 (一社)山口県労働基準協会 殿					

個人情報の保護について
ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

製造業における職長等再教育受講受講票

※テキストは当日渡し

ふりがな		受講区分		受講番号	
氏名		A			
正確な氏名をかい書で記入してください。				会場	
生年月日		昭和 平成		パルセンター宇部	
住所		(〒 -)			
事業場名					
出席確認印	備考	1. ※欄以外の欄は、申込者(本人)において記入してください。			
		2. 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、単位時間不足で修了証を交付できません。時間厳守にご注意ください。			
		3. 受講票受付時間内に受付を済ませて下さい。			

パルセター宇部 (学科会場)



受講申込者の皆様へのお願いとお知らせ

1 新型コロナウイルス感染予防のため、次のことをお願いします。

- (1) 発熱等の風邪症状のある場合は受講を自粛していただきますようお願い申し上げます。
- (2) 風邪症状のため受講を自粛された場合や会社の関係者の方が感染したなどのため受講を自粛される場合には、下記2に係わらず受講料の返金等の措置を講じますので、講習開始前までにご連絡ください（振込手数料はご負担願います）。また、会社の方針で出張が禁止になったなどにより受講を自粛される場合には、講習開始日の4営業日前までにお申し出ください（下記2(3)を参照してください）。

なお、受講申し込み後受講するまでの期間に濃厚接触者となった場合には、行動制限期間中はもちろん、濃厚接触のあった日の翌日から7日間受講を控えていただくようお願いいたします（風症状のあった場合と同様、受講料の返金等の措置を講じます。）。

- (3) 咳エチケットの順守、こまめな手洗いとともに、マスクの着用をお願いします。
- (4) 当協会では次の対応を行っておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
 - 感染状況等によっては、講習の開催を中止又は延期する、若しくは、受講定員を制限することがございます。
 - 受講者のテーブル、椅子など、講習会場の除菌清掃を行っております。
 - 講習当日の受付時に体温測定を行っておりますので、ご協力下さい。（37.5度以上の発熱が確認された場合には受講をお断りしておりますので、ご容赦賜りますよう併せてお願い申し上げます。）
 - 手指消毒液等を配置しておりますので、ご利用下さい。
 - 長テーブルに2名配席となる場合には、パーティションを設置しております。
 - 講習会場の出入口、窓を常時開放しております。外部の音が聞こえる、冷暖房が効きにくいなどのことがあります、ご容赦下さい。
 - 講習中においても、風邪症状が見受けられる受講生には、係員がお声掛けをすることがあります。
 - 居場所の切り替わりでの感染リスクが高いとされていますので、休憩時間の喫煙、昼食時にマスク未着用で会話することがないよう、ご協力をお願いします。

2 受講料等のお支払い方法は、現金、銀行振込のいずれの方法でも差し支えありません。

銀行振込を希望される場合、振り込まれた金額の内訳が分かる書面の提出（FAX等）をお願いすることがありますので、申込支部にお尋ねください。また、振込期限は講習開始日の10日前までとさせていただきます（期限までに振り込まれない場合、受付を取り消させていただきます。）。

また、お支払いいただきました受講料等については、次の場合を除き返金できませんのでご留意下さい。

- (1) 講習が中止となった場合
- (2) 講習の開催日が変更され、変更後の開催日の都合が合わず受講できない場合
- (3) 講習開催の初日から当協会の営業日で4日以上前にキャンセルの申し出があった場合
- (4) 受講予定者が伝染性の疾病（労働安全衛生法第68条、同規則第61条第1項第1号に該当するもの及びインフルエンザを含む。）に罹患している場合（原則として診断書の提出が必要です。）
- (5) 受講者が利用する予定であった公共交通機関の事故災害等による遅延のため、講習開始時刻までに講習会場に到着できなかった場合（自動車を利用していた場合の渋滞等によるものは該当しません。）

返金の方法として銀行振込を希望される場合、上記の(3)、(4)及び(5)の事由に係る振込手数料は申込者負担とさせていただきます（受講料から控除して振り込みます。）。

なお、受講予定者の都合が悪くなった場合には、事業場内の他の方に受講していただくこともご検討いただきますようお願いいたします。